

動物愛護に関する陳情を目指し、署名活動を行っています。

守谷市動物愛護協議会では、以下の2点に関して、守谷市議会への陳情提出を目指し、署名活動を行っています。

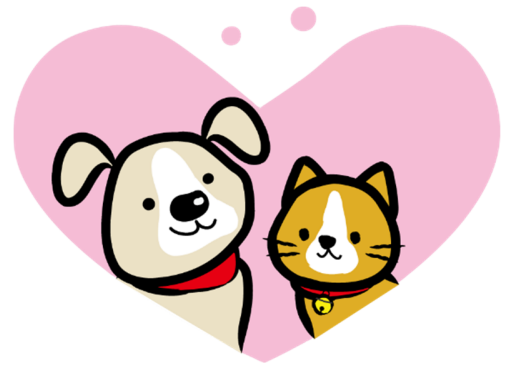
期限は8月中旬ころまで。住所氏名の記入と押印が必要です。守谷市民でなくても構いません。連絡先は【守谷市動物愛護協議会 doubutsuaigo.moriya@gmail.com】です。

①市で保護した犬猫に関する初期医療費等に関し、守谷市から予算支出を行ってほしい。

※「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、里親希望者の登録制度、また里親が見つかるまでの一預かりボランティア希望者の登録制度が市の施策として行われておりますが、最低限の医療費等もボランティアの負担になっているのが現状です。ボランティア希望者の健康リスク等にも配慮が必要と思うのですが。ちなみに年額数十万円程度でかなりの部分を賄えます。

②既に動物愛護に使ってくださいという趣旨の指定寄付が、数十万円程度守谷市に入っているが、一般財源に溶け込んでしまって使えないのが現状。指定寄付分に関して、使えるようにしてほしい。

※お金に色はついていませんので、目的の定められた基金等でなく、一般財源に入ってしまうと、受け皿となる事業がない限り引き出しづらいという「行政のロジック」があります。



市長等に関して政治倫理条例の基準が強化されました。

市長等に関して、政治倫理条例の基準が強化されました。主な変更点等は以下の通りです。

●（現行）市長が役員をしている、若しくは実質的に経営に携わっている、若しくは年額240万円以上の報酬を得ている企業は、（市が発注する）工事契約等を辞退しなければならない。



（改正後）上記に加えて、市長の配偶者、同居の親族、1親等の親族が役員等についている企業、さらに市長の出資金額の合計が資本金の3分の1となる企業についても、契約辞退義務発生。

●市長当選後、市民税、国民健康保険税等、納税状況を証明する書類の提出義務の新設。

●同様に当選後、学歴や職歴等を証明する書類の提出義務の新設。

今回の条例改正は市長等に関してのみであり、市議会議員に関する倫理条例の基準は従来のままです。

現在、政治倫理検討特別委員会にて、議員に関しても資産公開義務の導入検討なども含め、議員の倫理基準に関する議論が行われています。



～皆様のご意見をお待ちしております～

市政に対するご意見や改善してほしいこと、地域のお困りごとや、まちづくりに関するご提案など・・・。



〒302-0110 守谷市百合ヶ丘2丁目2785-10-302

連絡先 080-5651-5034

FAX 0297-45-8347

Mail : suemuraeiichiro@gmail.com

すえむら英一郎のブログ